



＼何もしないと大変なことになります!!／

改正労働契約法の

『無期転換ルール』が

スタート

会社を守るための対策は、
できていますか？《定年退職後、**同じ会社** で有期雇用に切り替わった従業員》 例) 嘱託社員・再雇用社員などにも適用されます

定年がない 従業員(まさに終身雇用!)が生まれてしまうかも!?

6年前に**当社**を定年退職後、
嘱託社員(1年ごとの契約更新)
として勤務今さら無期雇用契約になるなんて…
どうすればいいの？解雇 または
退職勧奨するしか
(本人の同意が必要)
ない?!雇用関係の
補助金・助成金が
もらえない?!本人から
退職の意思表示
なし「嘱託社員・再雇用社員を
雇用している会社様」は
ぜひセミナーにご参加ください!『継続雇用の高齢者の特例』の適用認定が
下りれば、無期転換申込権は発生しません!

(ただし、認定前に無期転換申込を行った従業員は対象外)

労働契約法2018年問題 ～無期転換ルールへの対応～

日時

4月12日(木)
14:00~16:00

会場

朝日税理士法人 6階 セミナールーム (受付13:30より)
横浜市中区住吉町2-27 テーオービル Tel.045-664-1022

● JR根岸線「関内」駅 南口正面から徒歩5分

● 横浜市営地下鉄線「関内」駅 3番出口から徒歩1分